

東京第一会計ニュース

2026(令和8)年1月1日発行

No. 123

CONTENTS

新年のご挨拶

第44回 末広会総会のご報告

顧問先紹介【株式会社横浜家具製作所】

インボイスの経過措置について

下請法の改正について

礎

いしずえ



二〇二六年
迎春

新年のご挨拶



税理士

塩畑 契之



デジタル化が加速する税務の世界

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

近年、デジタル技術の進化は目覚ましく、特にAI（人工知能）の進化には驚かされます。人間のように考え、学習し、判断するシステムが身近になり、私たちの生活やビジネス環境は大きく変化しています。

税務の現場も例外ではありません。DX化（デジタルトランスフォーメーション）が進み、税務調査においてもAIの導入により調査の効率と精度が格段に向上しています。AIが膨大なデータを短時間で分析することで、これまで以上に多くの調査が可能となり、実際に所得税調査による追徴課税額は過去最高額を更新し続けています。

国税庁は納税者のDX化を強力に推進しています。その背景には、デジタル化された取引データをAIで分析し、さらなる課税の効率化を図る狙いがあると考えられます。次世代国税総合管理システム（KSK2）を導入し、業務の高度化、効率化を目指しています。電子帳簿保存法の施行により、帳簿書類の電子保存を義務付けるとともに、ペポル（電子文書国際標準規格）対応電子インボイスの導入を推進しており、最近の税務調査におきましては、取引データの電子提出を要請し、さらには、クラウド型会計システム導入を推奨して、データのデジタル化及び情報連携を強化しようとしています。このように、あらゆる角度から納税者の情報デジタル化を推進し、データの収集と分析のできる環境が着々と構築されております。

目まぐるしく変化する現代において、皆様のお役に立てる情報を提供できるよう、職員一同、一層の精進を重ねてまいります。本年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



税理士

近藤 勝美



デジタル化がもたらす新しい会計・税務の形

新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。

さて、近年税務・会計の実務は大きな転換期を迎えています。

ここ数年の大きな税制改正によって、インボイス制度、電子帳簿保存法の本格的な運用が開始され、書類の確認・保存には一層気をつかっているのではないのでしょうか。

インボイス制度では、消費税務上の判断に必要な情報を請求書・領収書等の書類上で明確に示すよう求めています。そして電子帳簿保存法によって、デジタルで送受信されたインボイスを含む資料をデジタルデータで保存し、検索性や完全性を確保することを求めています。つまり、インボイスが取引の情報を整え、電子帳簿保存法がそれを適切に保存・蓄積・管理するということ、一本の流れが形成されつつあるということです。

ここにきて国税庁はさらに、KSK（国税総合管理）システムを刷新し、本年9月よりKSK2システムとして本格的に稼働する予定です。この新たなシステムでは、AI-OCR（AIを活用した書類読み取り技術）によって、自動で多くの帳票をデジタルデータ化し、その読み取ったデジタルデータはシステム上で一元管理されるようになります。これにより業務の効率化や納税者情報へのアクセスが容易になるなどの効果があるとされています。調査官や税務署職員が外出先からも過去申告・資産・所得などに横断的にアクセスすることが可能となり、税務調査の在り方も大きく変化していくと予想されます。

流れゆく時代の中でも、私も東京第一会計は皆様のお役に立てるよう職員一同精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

第44回 末広会総会のご報告

二〇二五年一〇月八日、ハイアットリージェンシー東京にて第44回末広会総会を開催いたしました。多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

今回も参加される皆様の交流の一助となるべく、事前のアンケートを基に、趣味や仕事の詳細などを記載した参加者名簿を配布いたしました。名簿に記載された情報から、同郷の話で盛り上がった、趣味で意気投合した、仕事につながったというお声を多数頂戴しました。

今後末広会は皆様の情報交換や交流の場となるよう努めてまいります。ぜひご参加くださいようお願い申し上げます。



懇親会の様子

記念講演

『生成AIと中小企業』



講師

東京大学薬学部教授
池谷 裕二 氏

今回は、第42回末広会で大変ご好評をいただいた脳科学者の池谷裕二氏に、「生成AIと中小企業」という内容で、人間の脳と人工知能について、中小企業が生成AIを導入した場合の注意点などについてお話いただきました。その一部をご紹介します。

AIの進化により、人間の脳が優れていると考えられていた直感・発想の面でもAIの方が優れているという事例が多くみられるようになります。囲碁AIがプロ棋士に勝利し、AIが直感的判断や創造的な一手を生み出せることが証明されました。また、近年では芸術的表現の面においても、映像生成AIなどが進化

し、専門知識がなくても映像制作が可能になりました。その他、人間特有と思われていた共感性についてもAIは時間に縛られることなく、常に話を聞くことができるため、医療現場等で患者に寄り添う存在になると期待されています。

一方で、実際に会って手を握るといった「身体性」が生む信頼感とは人間らしさの特徴で、AIには代替できません。また、効率とは無関係に「無駄を楽しむ心」も人間ならではのものです。さらに、人間は記憶を都合よく書き換え、社会的文脈を優先して判断できますが、これも現段階ではAIには不可能です。加えて、人間の脳は極めて省エネで働く一方、AIは膨大な電力を必要とします。

最後に生成AIの重要なリスクについてお話いただきました。

AIがなぜその結論に至ったかわからないブラックボックス問題、そしてプライバシー流出などが挙げられます。また、AIがもっともらしい嘘を生成するハルシネーション、過信によるAI依存も問題です。さらに、著作権や肖像権の侵害など多くの問題が残されているのが現状です。

そのため、最終的には人間の手によってAIが提示した複数案から最適解を選ぶ必要があります、そのセンスがこれからの世の中には不可欠であると考えられます。

インボイスの経過措置について

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が、令和5年10月1日に開始されてから2年以上が経過しました。

今年の10月には制度開始から3年を迎え、経過措置の適用が終了する等、変更点があります。現在、与党で経過措置の延長等が検討されています。これを機に改正前の内容を確認していきましょう。

記載事項

図 1

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

出典：国税庁適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のため

インボイス制度のおさらい

「適格請求書（以下、「インボイス」という）」とは、図1の「記載事項」をすべて満たした請求書及び領収書等（請求書・領収書が多いですが、書類の種類は問いません）のことです。

インボイスを発行できるのは税務署に登録申請をして承認を受けたインボイス発行事業者に限られます。

しかし、インボイス発行事業者になれるのは消費税の課税事業者のみです。消費税の納税義務の無い免税事業者はインボイスを発行することができません。そのため、インボイスを発行するためには課税事業者を選択して消費税を納める必要があります。

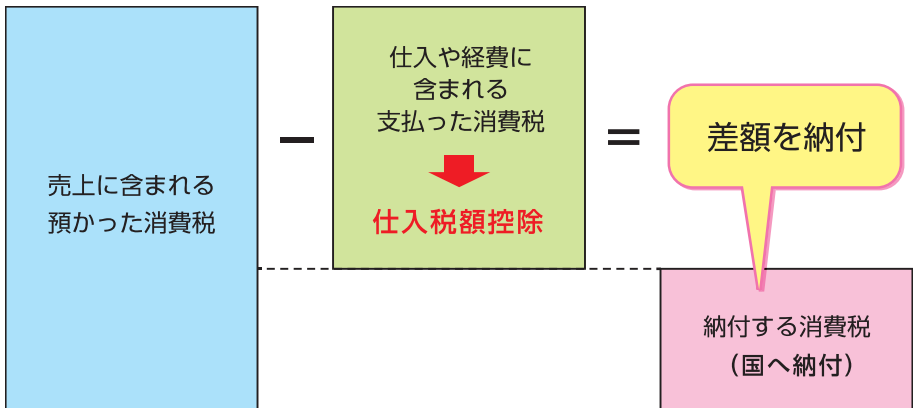
変更点①

免税事業者への支払いにかかる消費税

インボイスの発行事業者以外の事業者（主に免税事業者）から物を購入したりサービスを受けるなどして、インボイスでない請求書・領収書等を交付された場合には、その請求書・領収書等について仕入税額控除（図2）ができません。結果として納付する消費税が増加してしまいます（※）。

原則方式による消費税の納税額計算

図 2



（※）消費税の簡易課税制度を利用している場合や少額特例により納税額が増加しない場合があります。詳細は東京第一会計の職員にご確認ください。

図 3

前提：年間売上が 2,200 万円（税込み）、インボイス登録事業者以外の事業者への経費の支払いが年間 1,100 万円の 9 月決算法人。毎年の売上と経費は同額とする。

例) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで		納税額
80%控除可能	計算式	120 万円
	$200 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} \times 80\% = 120 \text{ 万円}$	
例) 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで		納税額
50%控除可能	計算式	150 万円
	$200 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} \times 50\% = 150 \text{ 万円}$	
例) 令和 11 年 10 月 1 日以降		納税額
控除不可	計算式	200 万円
	$200 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} \times 0\% = 200 \text{ 万円}$	

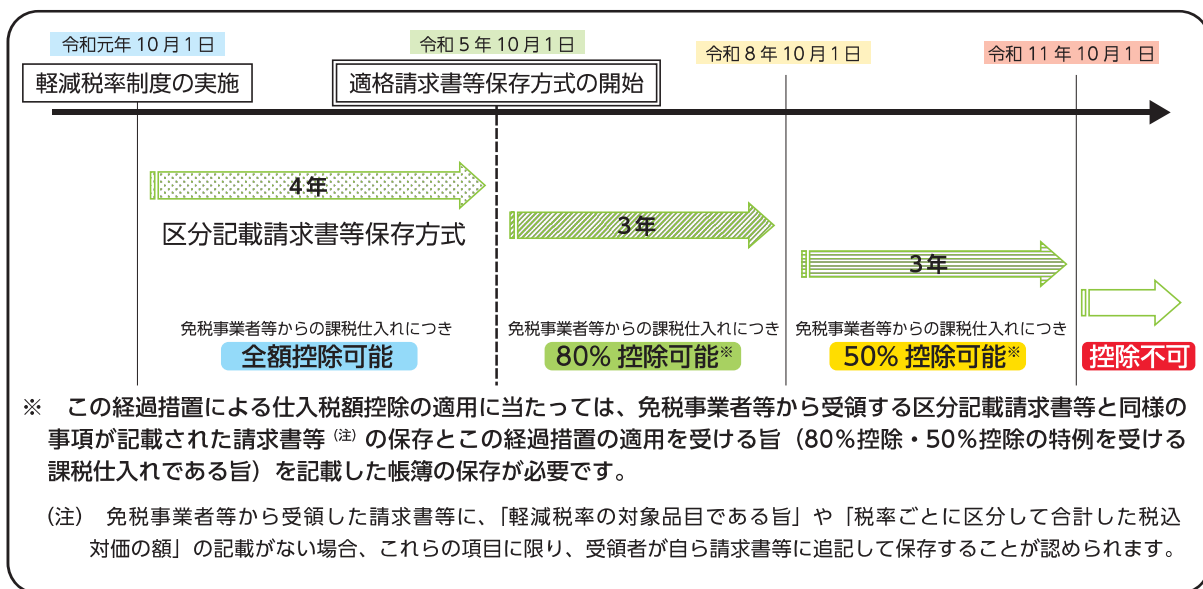
ただし、仕入税額控除が直ちに全額でなくなるわけではなく、一定の期間の間は税負担が軽くなる経過措置があります。

この経過措置によって、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間はインボイス発行事業者以外の事業者に対して支払った消費税の 8 割について仕入税額控除が認められます。

また、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日にかけては、インボイス発行事業者以外の事業者を支払った消費税の 5 割について仕入税額控除が認められます。

納税額にどの程度影響があるか、図 3 に例を載せています。

図 4



出典：国税庁適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のため

変更点②

2 割特例の終了について

その他にも、インボイス制度開始を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方の税負担を軽減する経過措置（2 割特例）がありますが、令和 8 年 9 月 30 日で終了します。

この特例は、本来消費税の納税義務がない免税事業者の方が、インボイス登録事業者になるために課税事業者になった場合に適用できる経過措置です。売上にかかる消費税の 2 割を納付税額とすることができ、通常の消費税の計算方法よりも税負担を抑えられる可能性があります。

2 割特例を適用できる期間は、個人事業主の場合は令和 8 年 12 月 31 日までで、法人の場合は決算期によって異なります。2 割特例の適用が無くなった後の期間の消費税については、「本則課税」か「簡易課税」により消費税の計算を行わなければなりません。そのため、本則課税・簡易課税のどちらで消費税を計算するか、そもそも簡易課税が使えるのかを判断する必要があります。

その他、簡易課税を使う場合には簡易課税を適用したい課税期間の初日より前に届出が必要です。

インボイス制度開始を機に課税事業者になった方は、是非一度東京第一会計の職員にご相談ください。

下請法の改正について



令和八年一月一日より、「下請法」が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（通称：取適法）」として新たに施行されます。内容について確認していきましょう。

そもそも下請法とは

下請法（下請代金支払遅延等防止法）とは、親事業者と下請事業者との間で、下請事業者が不当な扱いを受けることを防ぎ、公正な取引関係を確保するための法律です。主に中小企業や個人事業主などの立場の弱い事業者を保護することを目的としています。

冒頭で記載した通り、「下請法」は「取適法」として生まれ変わり、規制内容の追加や規制対象の拡大、用語の見直しなど多くの改正が行われましたが、法律の趣旨や目的は変わっていません。

取適法に定められている禁止行為について

次に、取適法によって禁止されている行為について確認していきましょう。

「取適法で定められている禁止行為」

① 受領拒否

受注者の責任ではないにもかかわらず

ず、発注者が製品などの物品・成果物を受け取らないこと。

② 製造委託等代金の支払遅延

支払期限（通常は成果物等の受領後60日以内）までに代金を支払わないこと。手形による支払いの禁止も含まれます。

③ 製造委託等代金の減額

発注時に合意した代金を、値引き等の名目を問わず後から一方的に減額すること（振込手数料の負担を含む）。

④ 返品強制

受注者に責任がないにもかかわらず、納入後に発注者が返品を強制すること、ただし、不良品等の場合は受領後6か月以内の返品が可能。

⑤ 買いたたき

発注する物品・役務等に通常支払われる対価より著しく低い代金を不当に設定すること。

⑥ 購入・利用強制

発注者が指定する製品、原材料等の購入や保険、リース等の利用を正当な理由なく強制・負担させること。

⑦ 報復措置

発注者の違反行為を公正取引委員会等に通報したことを理由に取引停止・数量の削減などを行うこと。

⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済

発注者が有償で材料等を支給する取引において製造する物品の代金支払日より早く原材料費等の対価を払わせること。

⑨ 不当な経済上の利益の提供要請

発注者の利益のために不当な経済的利益を提供させること。

例・契約に含まれていない荷物の積み下ろしを無償でやらせる。

⑩ 不当な給付内容の変更・やり直し

発注の取消や変更、物品等の受領後のやり直し・追加注文等を無償で行わせること。

⑪ 協議に応じない一方的な代金決定

価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり説明なく一方的に代金を決定すること。

取適法の注意点（適用範囲について）

ここまで取適法の内容を確認してきましたが、建設業者が行う建設工事に伴う下請には、建設業法が適用されるため、下請法は適用されません。しかし、建設資材の加工・製造や建具・金物の製造などは「物品の製造」にあたる可能性があり、取適法の適用対象になります。その他にも図面の作成や設計依頼、物品等の運送も取適法の対象となる可能性があるため注意が必要です。



資本金・従業員基準等の要件はこちら

政府広報オンライン